

## 第29号議案

### 島根県産業廃棄物減量税条例の一部を改正する条例

島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「昭和25年政令第245号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「で条例」を「であって条例」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 産業廃棄物減量税は、令第6条の22の4第6号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。
- 4 産業廃棄物減量税は、令第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。